

猿瀬発電所の容量価値売却（発動指令電源）仕様書

1 適用

本仕様書は、宮崎県企業局（以下「発注者」という。）の猿瀬発電所の容量価値を特定卸供給事業者（以下「受注者」という。）を介して容量市場に売却するに当たり、その容量価値単価を算定するために必要な事項を定める。

受注者は、2028年度（令和10年度）容量市場のメインオークションにおいて自らが落札・所有する電源等リストに、猿瀬発電所を追加した上で、令和8年2月末までに容量市場システムに電源等情報登録を行うこと。

2 対象発電所

発電所名	所在 市町村	スマート メーター	最大出力 (kW)	令和7年度年間 目標供給電力量 (千kWh)	令和10年度 容量市場電 源等の区分	型式
猿瀬	高原町	設置済み	1,700	7,022	未応札	流れ込み式

3 履行期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで
(支払期限は、別途協議するものとする。)

4 売却期間

令和10年4月1日午前0時から令和11年3月31日午後12時まで

5 接続電力系統

九州電力送配電株式会社

6 留意事項

令和10年度の容量市場の約定単価は、令和6年度に実施された容量市場メインオークションにより既に決定しており、九州エリアにおいては13,177円/kW（税抜）である。

容量価値単価は、受注者が約定単価に発注者と受注者間の配分率、及び電力広域的運営推進機関が定めた調整係数（2028年度九州エリア：92.5038746694362%）を乗じて算定するものとする。

なお、容量価値単価の算定については、次の(1)から(9)の事項に留意すること。

(1) 定期点検等に伴う発電停止

令和8年度（実効性テスト年度）及び令和10年度（実需給年度）における猿瀬発電所の定期点検等に伴う発電停止期間は、以下に示す発電停止計画のとおりである。ただし、本予定は公告時点での計画であり、停止日数の変更や記載のない作業が生じることを妨げるものではない。

令和8年度 発電停止計画

	作業件名	停止期間	種別*	停止日数	緊急復旧時間
1	他社関連作業に伴う発電機停止	R8/11/10 8:30～R8/11/10 17:30	毎日	1	不可
2	キュービクル点検	R8/12/23 8:30～R8/12/23 17:00	毎日	1	120分
3	WT・G保安点検	R8/12/23 8:30～R8/12/23 17:00	毎日	1	120分
4	導水路点検	R8/12/22 9:00～R8/12/24 17:00	連続	3	不可

*「連続」とは、停止期間の開始時刻から終了時刻まで連続して停止する。

「毎日」とは、停止期間中に毎日、開始時刻から終了時刻の間に停止する。

令和10年度 発電停止計画

	作業件名	停止期間	種別*	停止日数	緊急復旧時間
1	発電機リレー試験	R10/11/21 8:30～R10/11/22 17:00	毎日	2	120分
2	WT・G保安点検	R10/12/13 8:30～R10/12/15 17:00	連続	3	不可

*「連続」とは、停止期間の開始時刻から終了時刻まで連続して停止する。

「毎日」とは、停止期間中に毎日、開始時刻から終了時刻の間に停止する。

(2) 過去の実効性テスト(夏季)の結果

令和4年度及び令和7年度の実効性テスト(夏季)の結果は以下のとおり。なお、猿瀬発電所は、令和5年8月から令和7年5月まで、取水ゴム堰破損のため低水位(出力減)で運用していたことから、令和5年度及び令和6年度の実効性テストの結果は除外している。

- ・令和4年7月26日 794kW
- ・令和4年8月8日 1,174kW
- ・令和7年8月19日 1,683kW
- ・令和7年9月16日 833kW

(3) 過去の時間別実績発電電力量

猿瀬発電所の直近1年間(令和6年12月～令和7年11月)及び令和4年度の時間別実績発電電力量は別紙1のとおり。

(4) 最低保証容量の算定

最低保証容量は、発注者が算定するものとし、1,000kWとする。

(5) 期待容量の算定

実効性テストで発注者が提供した容量が1,000kW以下となった場合は、最低保証容量を期待容量とし、1,000kW超となった場合は、その容量を期待容量とする。なお、実効性テストを複数回実施した場合であって、1,000kW超を複数回達成した場合は、その中で最も高い容量を期待容量とする。

(6) 実効性テスト及び発動指令時の対応

実効性テスト年度及び実需給年度において、属地一般送配電事業者から指令があった際は、遅滞なく発注者に伝達するとともに、事前に伝達方法及び内容にかかるマニュアルを作成し、発注者に周知して理解を得ること。

また、実効性テスト実施時期や回数について、事前に発注者と協議を行うこと。

(7) 供給力不足による損害の負担

発注者の故意又は重過失による場合を除き、容量市場への供給力提供に関する以下のア及びイの事項に係る一切の損害は、受注者が負担すること。

ア 実効性テストにおいて、猿瀬発電所のテスト結果に関わらず、当該発電所が登録されている電源等リストの期待容量が容量確保契約容量未満となった場合に発生する経済的ペナルティ。

イ 実需給の発動指令において、受注者が提供した供給力がアセスメント対象容量に対して不足した場合に発生する経済的ペナルティ。

(8) 計測装置等の設置及び運用

受注者が電力量等の計測装置を設置し、運用する場合は、発注者と協議の上で行い、この場合における装置の設置及び運用に係る一切の費用は、受注者が負担すること。

(9) 容量価値売買代金

受注者が発注者に支払う容量価値売買代金は、容量価値単価と、期待容量及び最低保証容量によって、以下の算定式のとおりとする。

(実効性テストで提供した容量が1,000kW超の場合)

ア 容量価値売買代金(円) = 容量価値単価(円/kW) × 最も高い容量(期待容量)(kW)

(実効性テストで提供した容量が1,000kW以下の場合)

イ 容量価値売買代金(円) = 容量価値単価(円/kW) × 最低保証容量(期待容量)(kW)

ウ 容量価値単価(円/kW) = 約定単価(円/kW) × 配分率(%) × 調整係数(%)

7 その他

この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して疑義が生じたときは、その都度協議するものとする。

8 参考資料

別紙1 直近1年間及び令和4年度の時間別実績発電電力量